

# 審 査 基 準

平成26年 3 月20日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第11条第3項
処 分 の 概 要：認定証の書換え
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：警備業法施行規則第20条、第7条第2項（認定証の書換への申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：20日
申 請 先：申請書は、あなたの主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線3033）
備 考：